

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

施設名	総合福祉会館【施設管理全体】		
指定管理者	(公財)高松市福祉事業団	施設所管課等	健康福祉総務課
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	公募
所在地	高松市観光通二丁目8番20号		
施設の概要	社会福祉事業の推進を図るため、昭和57年に市制施行90周年記念事業の一環として建設された。在宅の身体障害者及び高齢者を対象に各種相談、生活指導及び機能回復訓練等の事業を実施し、社会生活への適応性や生きがいを高めるとともに、広く市民福祉の向上を図るために福祉施設である。	業務の概要	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 社会福祉施設の運営に関する業務 (3) 施設の使用申請に対する許可等に関する業務 (4) 施設使用料の徴収に関する業務 (5) 施設の利用促進に関する業務

	項目名	平成29年度	平成28年度	項目名	平成29年度	平成28年度
利用状況等	コスモス園利用者数	9,781人	10,157人	高齢者集会施設利用者数	8,075人	8,415人
	リンリン園利用者数	2,031人	2,127人	会議室利用者数	28,818人	30,742人
	タンポポ園利用者数	1,296人	1,366人			
収支状況等	指定管理料	149,431千円	149,750千円	支出実績(総額)	149,477千円	137,970千円
	収入実績(総額)	149,477千円	149,799千円	精算残額(市へ返納)	0千円	11,829千円
	(うち雑収入)	46千円	49千円		千円	千円

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	高松市総合福祉会館条例等に基づき、施設の維持管理、運営を行った。地元花園地区コミュニティ協議会と行事や消防避難訓練等を合同で実施した。また、個人情報保護規程や情報公開規程に基づき、情報の適切な管理に努めた。環境に配慮した取組として、エコ商品の活用やゴミの分別表示を高齢者にも分かりやすい表示とし、分別リサイクルを徹底した。	A
	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮		
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性	高松市総合福祉会館条例や当事業団の定款に定める事業目的を踏まえ、幅広い層の住民が利用できる福祉会館を目指し、管理運営を行った。また、市民の平等な利用や利用者へのサービスの提供を基本方針とし、デイサービス事業、各種教室及び同好会活動のほか、講座やセミナー・相談事業も取り入れ、広く市民のニーズに応えた。	A
	②平等な利用の確保		
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策	高松市総合福祉会館で開催する各種講座などの情報を広報たかまつに掲載し周知しているほか、市ホームページに会議室の利用方法を掲載するとともに、ポスター・チラシなどを関係機関に配布しPRに努めた。また、各施設ごとに毎年アンケート調査を実施し、平成29年度も各種事業について概ね満足しているとの評価を得ている。また、身体障がい者(児)や高齢者の福祉の推進を図るために、機能回復相談や保護者に対する療育相談など各種相談・助言を行った。	B
	②広報・PR対策		
	③企画事業・自主事業		
	④市・関係団体・地域等との連携		
	⑤サービス向上の取組		
	⑥相談・苦情への対応		
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等	職員の適正配置のため、高松市に準じて勤務評定(正規・嘱託職員)や自己申告(正規職員)制度を取り入れ、ローテーションの見直し資料にするとともに、職員研修計画の中で各種研修を受講させ、人材育成や資質の向上を図った。また、夜間の貸館業務については、シフト制を組み勤務時間に配慮した。その他、職員の健康診断を実施し、健康管理に努めている。損害保険については、施設賠償責任保険に加入している。収支計画と執行管理については、毎年度の事業計画に基づき、適切な執行管理に努めており、市委託金についても、毎年度、精算処理を行っている。	A
	②教育・研修		
	③就業規則等の遵守		
	④施設運営の健全性の確保		
	⑤損害保険等		
	⑥収支計画と執行管理		
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費	当事業団は、会計規程及び就業規則に基づき、適切な執行に努めた。また、事業団独自に正規職員の基本給(3%)、嘱託管理職員の基本給(5%)及び管理職手当(正規・嘱託職員5%)の自主カットを継続して行うことで、更なる経費削減に努めた。また、昼休みの消灯など、節電・節水を励行し経費削減に努めた。業務委託については、競争入札制度の導入やメリットの見込める業務は、複数年契約を結ぶなど経営の効率化に努めた。	B
	②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点		
	③経営の効率化		
	④合理的な会計制度		

総合評価コメント	総合評価
高松市総合福祉会館条例等を遵守し、安全且つ適切な施設管理を行っているとともに、花園地区コミュニティ協議会と行事や消防避難訓練等を合同で行うことで、地域交流の拠点としての役割も果たしている。高齢者や障がい者(児)を主な対象とした施設であることから、表示を大きく見やすくする等工夫をして、利用者に配慮をしている。エコ商品の活用などによる分別リサイクルの徹底を図り、環境に配慮した取り組みが実施されている。施設事業については、幅広い層の住民が利用できる施設を目指し、デイサービス事業や各種教室等の事業を行っている。同好会活動や講座、相談事業などを積極的に取り入れ、利用者の増加を図っている。広報については、広報たかまつや市ホームページの有効利用に加え、ポスター・チラシを関係機関に配布するなど、そのPRに努めている。アンケート調査も実施し、利用者のニーズの把握、会館運営に反映し、利用者の好評を得ている。また、職員管理については、勤務評定や自己申告制度を取り入れ、効率的なローテーションにより運営しているほか、夜間貸館業務については、シフト制を組むなどし、職員の健康面と勤務時間に配慮して適正な勤務体制の構築に努めている。管理経費については、自主的な職員の給与削減も行っている。損害保険については、平成28年度から引き続き加入し、適切な管理体制を整えている。施設の老朽化に伴う施設修繕については、市と連携することで、効率的な対応を継続して行うとともに、今後も職員が協力し、より良い施設運営を心がけることを期待する。公共施設として高いニーズがあることから、今後も利用者目線に立った施設の管理運営に取り組んでもらいたい。業務全般に關しても、本市との協定書に基づき適切に運営が実施され、各施設の目的・運営指針が明確であり、公共性も確保されている。管理経費についても、指定管理者としてサービスの質を落とすことなく経費の削減に努めている。職員の人材育成については、研修計画に基づき、さらなる資質向上が図られることを期待する。	B